

## 平成30年度「若者就職・定着応援事業」に係る事業提案 Q & A

### 〔公募事業の業務内容に関する質問〕

番号	質問	回答
1	訓練生とは雇用契約は結ばないのか。	雇成型訓練ではないため、雇用契約は締結しない。受講生という位置付けで、募集、選考を行なうこと。
2	訓練生と雇用関係のない状況で、OJT先や就業先の企業様に対して、訓練生をどのように紹介していくのか。	京都府から委託されて訓練及び就職・定着支援を実施している事業者として、自社の訓練を受けている受講生を、OJT先や就業先の企業様に紹介いただきたい。
3	訓練生の出席の証明は必要か。	雇用関係は無くとも、訓練を受講されていることから、訓練実績を証する書類として、出席簿や訓練日誌、OJT実施中についても週報等の提出が必要。
4	就職に結びついていない若者の定義は。	長期離職者やひきこもり経験者など、平成29年度までの事業と同様の方を対象と考えている。(募集要領等では、平成29年度までの事業の受講者で多かった方を例示している。)
5	対象年齢については。	「京都府若者の就職等の支援に関する条例」に基づく「実践的就職支援計画」の認定を受けていただくことを前提としていることから、原則は35歳未満の方が対象となるが、この事業の支援が必要だと当課が判断した場合は、この限りではない。(選考時に相談いただきたい。)
6	人手不足業界は、ものづくりと介護・福祉業界に限定されるのか。	平成29年度までの事業において就職に結びついた方の就職先で、多かった分野を例示しており、ものづくり、介護・福祉を中心に、建設、運輸、北部(全分野)についても想定いただいてよい。

〔事業対象経費に関する質問〕

番号	質 問	回 答
1	委託費の中で車をリースすることは可能か。	企業実地訓練調整等活動旅費として計上することは可能。但し、運転記録簿等できっちり管理が必要。
2	業務従事者の健康診断費は対象となるか。	専任の業務従事者で法定福利費として認められるものについては対象となる。
3	委託料は精算払いか。事業目標に達しなかった場合はペナルティがあるのか。	委託料は原則精算払いであるが、業務従事者に係る人件費部分については、請求があれば前金払は可能。 ペナルティについては、事業提案書で定めた事業目標を下回った場合でも、目標達成に対する事業者の努力が認められる場合は、ペナルティは科さない。
4	スタッフ給与の振込手数料の取り扱いについては、以前の事業と同様か。	個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するものとして、平成 29 年度までの事業と同様に対象外と考える。